別紙

情報保全に係る履行体制に関する誓約書

　貴本部からご案内いただきました「海上交通情報処理システム装置保守（整備課）」にかかる保護すべき情報の取扱につきましては下記事項を遵守し、情報保全に万全を期すことを誓約します。

記

１．本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。

２．第五管区海上保安本部交通部整備課長（以下、担当原課）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。

３．本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。

　　また、必要資料の提出の指示があれば、その指示に従います。

４．本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。

なお、第五管区海上保安本部との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。

５．本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、第五管区海上保安本部が行う報告徴収や調査に応じます。

第五管区海上保安本部

交通部整備課長　殿

令和　年　月　日

住所

会社名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印